

美文論書バツティカーヴィアの研究 (要約)

川村 悠人

6世紀から7世紀にヴァラビー (Valabhi) で活躍した宮廷詩人バツティ (Bhaṭṭi) が著した『バツティカーヴィア』 (*Bhaṭṭikāvya*) は、大叙事詩『ラーマヤナ』 (*Rāmāyaṇa*) を題材としてラーマ物語を描きつつパーニニ文法学の文法規則を例証することを企図した美文論書 (*kāvyaśāstra*) である。論書 (*śāstra*) の目的を果たす詩的・修辭的に卓越した文学作品 (*kāvya*) が美文論書と呼ばれる。

22の章 (*sarga*) より構成される『バツティカーヴィア』 (全1625詩節) は、作品が持つ論書の側面から、雑多の部 (*prakīrṇakāṇḍa*、第1章-第5章第96詩節)、主題の部 (*adhikāraḥkāṇḍa*、第5章第97詩節-第9章)、明晰の部 (*prasannakāṇḍa*、第10章-第13章)、定動詞の部 (*tiñantakāṇḍa*、第14章-第22章) という四つの部 (*kāṇḍa*) に分けられる。これら四部のうち、詩学上の諸規定が例証される明晰の部は作品の詩学部門をなし、文法規則が例証される残りの三部は文法学部門を構成する。そして、『バツティカーヴィア』の主眼が文法学部門における文法規則の例証にあることは作者自身の言葉 (BhK 22.33) から明らかである。しかし、『バツティカーヴィア』文法学部門の本格的研究はこれまで全くなされてこなかった。パーニニ (Pāṇini、紀元前500年) の文法規則を適正に解釈し適用することは決して容易ではないからである。本論文は、『バツティカーヴィア』文法学部門を考察し、同書の規則例証の方法論的原理と文法学史上の位置づけを解明しようとするものである。

本論文は序論、本論、付論より構成される。本論は全5章及び結論から、付論は翻訳研究からなる。

序論では、美文、パーニニ文法学、美文と文法学の関係、『バツティカーヴィア』の注釈書・詩学史上の位置づけ・構成について詳説し、同作品の研究史を概観して問題の所在を明らかにした上で研究の目的と方法を提示している。

本論第1章「文法規則例証の目的と様態」では、まずバツティが述べる著作目的とその目的の達成方法について検討し、次にバツティの規則例証の様態を考察している。バツティによれば、著作の目的は規則例証を通じてパーニニ文法学に基づく正しい言語使用を読者に教示することにある。そしてその目的は、彼が提示する例 (*udāharaṇa*) に則した教師 (*guru*) の文法学的解説 (*vyākhyā*)、言うならば作品の教科書的使用により達成される。

バツティは A 3.1.91 *dhātoḥ* (「動詞語根の後に」) を言わば作品全体の支配規則 (*adhikārasūtra*) として設定している。A 3.1.93 *kṛd atin* (「動詞語根の後に起こる接辞のうち、定動詞接辞 *tiñ* 以外の接辞は *kṛt* と呼ばれる」) が示すように、A 3.1.91 の支配下にある規則により導入される接辞は、動詞接辞1音 (*lakāra*) の代置要素である定動詞接辞 *tiñ* と名詞語基 (*prātipadika*) を派生する *kṛt* 接辞の二種のみである。バツティは、1音の導入規則及び1音の代置要素 *tiñ* で終わる項目を扱うために定動詞の部を、*kṛt* 接辞導入規則を扱うために主題の部を用意した。バツティが動詞語根表『ダートウパータ』 (*dhātupāṭha*) で最初に提示される *bhū* (「ある、生じる」) の派生形 *abhūt* (3rd sg. aorist P.) の使用をもって作品を開始すること及び動詞語根からの派生形に関わる規則を中心に主題の部で例証する規則を選んでいくことも、文

(vākya) 派生の中核をなすものとして動詞語根を重視する彼の姿勢を裏付ける。そして、バツティは主題の部をパーニニ文典『アシュターディアアーイー』(Aṣṭādhyāyī)の最終部に位置し、語形派生の最終段階で適用される tripādi中の規則の例証によって締め括っている。『バツティカーヴィア』の構成がパーニニ文法の派生組織と『アシュターディアアーイー』の構成に立脚したものであることは明らかである。

また、バツティは作品の美文性を確保するために規則が規定する全パターンの例証を意図的に避けるとともに、作品の完成度を高めるために、規則が定式化されている順序(A、B、C...)とそれを例証する語の配列順序(a、b、c...)及び規則中で項目が提示される順序(A-1、A-2、A-3...)と各項目が関与するパターンを例証する語の配列順序(a-1、a-2、a-3...)を可能な限り一致させている。このようなバツティの規則例証には詩学的観点から修辞(alaṃkāra)と見なされる順番対応(yathāsamkhyā)の原則が反映されており、ここに彼の詩人としての高い美意識を見て取ることができる。

第2章「『バツティカーヴィア』と『ラーヴァナールジュニーヤ』」では、カシミールで活躍した詩人バウマカ(Bhaumaka、11世紀以前)の美文論書『ラーヴァナールジュニーヤ』(Rāvaṇārjunīya)中でなされる kāraka(行為実現者)術語規則(A 1.4.24-55)の例証(RA 3.11-35)と『バツティカーヴィア』中のそれ(BhK 8.70-84)を比較し、美文論書の定義について検討を加えることで、『バツティカーヴィア』の美文論書としての卓越性を論じている。バウマカはバツティとの違いを示すために、upaḥjāti韻律(各詩行[pāda] 11音節)等といった13種の多様な韻律を使用した。このために、彼の作品は物語の流れに沿う形での規則例証に破綻をきたし、多数の詩的欠陥(doṣa)を抱えることになった。バツティは他の韻律に比べて詩行を構成する音節数が少なく、長(guru)と短(laghu)の配置の自由度が高いśloka韻律(各詩行8音節)のみを意図的に使用し、美文性の確保に努めている。

第3章「バツティ、カーティアーヤナ、パタンジャリ」では、バツティの表現にパーニニ文法学の伝統がどれほど反映されているのかを検討している。従来の研究では、バツティが作品中で扱うのはパーニニの文法規則のみとされてきたが、バツティはカーティアーヤナ(Kātyāyana、紀元前3世紀)が与える vārttikaやパタンジャリ(Patañjali、紀元前2世紀)が引用するśloka vārttikaを主題の部で例証しており、このことは、バツティがパーニニ文法学の伝統に精通していたことを示している。しかし、彼はパーニニの規則を例証する際にパーニニ文法学最高の権威であるパタンジャリの規則解釈に常に従っているわけではない。バツティは彼の時代の詩人達の言語慣習を考慮に入れ、パタンジャリの解釈には反するもののパーニニの規則自体には反しない表現を使用して A 2.3.17 manyakarmaṇy anādare vibhāṣāprāṇiṣu(「侮蔑が理解される場合、div群の動詞語根man(「考える」)が表示する行為の目的[karman]が表示されるべき時に、生物を表示しない名詞語基の後に任意に第四格接辞が起こる)を例証している。彼は文法家(vaiyākaraṇa)であることより詩人(kavi)であることを優先させたのである。

第4章「雑多の部」と「定動詞の部」では雑多の部と定動詞の部の役割について考察している。雑多の部には主題の部で扱われない規則や適用対象のパターンを可能な限り網羅する論書的作用があり、雑多の部が作品の冒頭に置かれているのは、それ以降の部でも、特定の支配規則を前提としない諸規則の例証を意図した詩節が述べられる場合があることを示すためである。また、主題の部と定動詞の部に比べて表現を制限される度合いが少ない雑多の部は、言葉(śabda)の面だけでなく内容(artha)の面から作品を飾る美文的作用を担う。

多様な定動詞形が提示される定動詞の部には、規則例証に加えて、既成形 (nipātana) を提示する規則と同様、多様な定動詞形それ自体を提示された通りに受け入れられるべきものとして教示する論書的作用がある。また、定動詞の部における多様な定動詞形の使用は、多種多様な言語使用 (prayogavaicitrī)、行為の並列 (kriyāsamuccaya)、正しい語形成 (sauśabdya) といった修辞または詩的美質 (guṇa) によって作品を飾る美文的作用を果たす。そして、雑多の部を構成する第1章でのアオリスト形の多用は定動詞の部での多様な定動詞形の使用と同じ役割を担っている。

第5章「『バツティカーヴィア』がパーニニ文法学に与えた影響」では、バツティの言語使用が彼以後のパーニニ文法家達に与えた影響と『バツティカーヴィア』の文法史上の位置づけを考察している。バツトージディークシタ (Bhaṭṭoji Dīkṣita, 16世紀後半から17世紀初頭) によれば、詩聖カーリダーサ (Kālidāsa, 4世紀から5世紀) の作品にも使用例が見られるバツティの非文法的表現 subhru (「美しい眉をした女よ」 voc. sg. f. 正規形 subhrūḥ) は、術語 nadī の適用を禁止する A 1.4.4 neyañuvānsthānāv astrī (「iyAñ 代置または uvAñ 代置の適用対象である、ī音またはū音で終わる女性形は、nadīとは呼ばれない。strī (「女性」という語を除いて)」) を不注意 (pramāda) から見落とししたこと起因する。そして、バツトージディークシタはバツティの表現を文法的に正当化しようとする彼以前の文法家達の試みを全て否定している。彼によれば如何なる文法学上の解釈技法を用いても subhru という語形を正当化することは不可能である。バツトージディークシタが『シッダーンタカウムデー』 (Siddhāntakaumudī) 中で当該表現の数ある使用例の中からバツティのものを代表例として取り上げている (SK 306) という事実は、バツティの言語使用が与える影響とバツティの権威の大きさを彼が認識していたことを意味する。バツトージディークシタと同様、ナーゲーシャ (Nāgeśa, 17世紀末から18世紀前半) も subhru という語形を文法的観点から正当化しようとする文法家達の試みを否定する。しかしその一方で、彼は文法的議論を離れて詩学的観点からその語形を正当化している。ナーゲーシャがバツティの権威を守ろうとしたことは明らかである。

バツトージディークシタとナーゲーシャの議論を通して知られるバツティの表現を正当化しようとした文法家達の歴史は、『バツティカーヴィア』が文法学学習と規則解釈のための準文法学文献として確立されていたことを示している。

以上の考察を踏まえて、結論では以下のことを指摘している。『バツティカーヴィア』はまさに『アシュターディアイー』の例証作品であり、正しい言語形式を学ぶための準文法学文献である。完成された文学作品として、パーニニ文法派生組織の根幹である動詞語根の派生形規則を例証し多様な定動詞形を提示した点に美文論書『バツティカーヴィア』の核心がある。まさにそのことが同作品を権威ある準文法学文献として確立せしめたのである。

付論では、BhK 1.1-27、5.97-100、6.8-11、6.87-93、8.70-131、15.1-5、17.1-5、18.1-5、19.1-5、22.32-35 及び注釈書『サルヴァパティーナー』 (Sarvapaṭhinā) と『ジャヤマンガラー』 (Jayamaṅgalā) の詳細な訳注を付した翻訳研究を提示している。